

# 不動産引渡命令を申し立てる方へ

さいたま地方裁判所熊谷支部不動産執行係

競売物件の引渡命令の申立てをされる買受人は、下記の要領に従って申立てをされるよう、ご協力をいただいております。

## 1 申立の時期

残代金納付手続が完了すれば、直ちに申立てをすることができます。ただし、代金納付手続を完了した日から6か月を経過したときは、申立てはできなくなりますのでご注意ください。

なお、占有者に民法395条1項の明渡猶予が認められる場合、原則としてその猶予の期間（6ヶ月間）は申立てができず、期間経過後、3か月以内に申し立ていただくこととなります。

## 2 申立てに必要な書類

### (1) 不動産引渡命令申立書（A4版横書き）

不動産引渡命令申立書に物件目録（A4版横書）を左綴じし、不動産引渡命令申立書の申立人の氏名の横に押印し、各用紙間に割印したものを。

### (2) 申立手数料（貼用印紙）

相手方の数×500円の収入印紙を、申立書の右上に貼付してください。なお、貼付した収入印紙には割印をしないでください。

### (3) 予納郵便切手

$(94 \text{ 円} \times \text{申立人の人数}) + (1204 \text{ 円} \times \text{相手方の人数})$

※ 相手方が、競売事件の所有者以外の第三者（債務者を含む）の場合には、予納していただく郵便切手が異なることがあります。

### (4) 資格証明書

申立人または相手方が法人の場合は、それぞれの資格証明書（登記事項証明書）を提出してください。なお、資格証明書は、申立て時の1か月以内に交付を受けたものに限りです。

申立人の資格証明書については、入札時に提出されている場合には、以後の変更がない限り、熊谷支部では、不要とする取扱いをしています。

### (5) 調査報告書（相手方が所有者以外の第三者の場合のみ提出）

事件の記録上（現況報告書、物件明細書等）に現れていない占有者を相手方とする場合には、その者が占有権原を買受人に対抗できない場合でなければなりません。そこで、この点を判断する資料として、その者の占有開始時

期及び根拠や占有の事実を証するための調査報告書を提出してください。

(6) 住民票

債務者及び所有者以外の者を相手方とする場合は、相手方の住民票を提出してください。

(7) 受書（申立時に提出）

この受書を提出した申立人には、引渡命令が発令されると、引渡命令正本を普通郵便で送付します。特別送達による送付を希望される場合は、前記(3)の郵便切手額 94 円が 1204 円となります。

3 相手方が複数で、別個に占有している場合の注意

相手方が複数で、各々引渡命令の対象となる物件の占有範囲が異なる場合には、申立書の物件目録において引渡を求める対象を特定してください（例えば、一個の建物の一部が対象となる場合には、別紙として図面等を用いてその部分を特定してください。）。

なお、複数の相手方に対し不動産引渡命令を申立てる場合は、1通の申立書で申立てするのではなく、相手方ごとに個別に申立書を作成してください。

4 申立の際のお願い

申立書に押印した印鑑を持参してください。

申立て前に、発令の可否についてのお問い合わせがあっても、お答えはできません。

以 上

(問い合わせ先)

さいたま地方裁判所熊谷支部 不動産執行係

ダイヤルイン番号（直通） 048-500-3105



# 不動産引渡命令申立書

さいたま地方裁判所熊谷支部 御 中

印 紙  
500円

令和 年 月 日  
申立人 (買受人)

氏 名

印

## 当 事 者 の 表 示

〒 ー  
申立人 (住所)

(氏名)

(電話番号) ( )

〒 ー  
相手方 (住所)

(氏名)

## 申 立 の 趣 旨

相手方は、申立人に対し別紙物件目録記載の不動産を引き渡せ。

## 申 立 の 理 由

- 1 申立人は、御庁 年(ケ・ヌ)第 号不動産競売・強制競売事件において、別紙物件目録記載の不動産を買い受け、 年 月 日代金を納付した。
- 2 相手方は、上記不動産を占有している。
- 3 よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。



物 件 目 録

所 在

家屋番号

種 類

構 造

床面積



受 書

令和 年 (ヲ) 第 号事件について不動産引渡命令正本を受け  
※事件番号は記入しないでください。

取りました。

令和 年 月 日  
※日付は記入しないでください。

書類受領者

住所

氏名

印

さいたま地方裁判所熊谷支部 御中

## 不動産引渡命令に対する執行文付与・送達証明申請について

さいたま地方裁判所熊谷支部不動産執行係

競売物件の引渡命令の正本に対する執行文付与申立てをされる買受人は、下記の要領に従って申立てをされるよう、ご協力をいただいております。

### 1 申立の時期

引渡命令が確定した日から、少なくとも1日が経過してから申し立てされるようお願いします（引渡命令確定当日では、郵便提出による執行抗告を見逃すおそれがあるため）。

なお、申立ができる具体的な時期については、担当書記官にお尋ねください。

### 2 申立てに必要な書類

#### (1) 申立人に送付済みの不動産引渡命令正本

この正本の末尾に執行文を付与しますので、必ず提出してください。

#### (2) 執行文付与申立書

執行文1通につき、300円の収入印紙を、申立書の右上に貼付してください。

#### (3) 引渡命令正本送達証明申請書

証明申請書は、書式にしたがって2通作成してください。うち1通の右上に相手方1人につき150円分の収入印紙を貼付してください。

なお、引渡命令正本の相手方への送達日については、担当書記官にお尋ねください。

#### (4) 受書

執行文付不動産引渡命令正本と送達証明書を受け取った旨の書面です。



年 月 日

### 執 行 文 付 与 申 立 書

さいたま地方裁判所熊谷支部 御中

申立人 \_\_\_\_\_ 印

申立人  
相手方

上記当事者間の御庁 年(ヲ)第 号不動産引渡命令申立事件につ  
いて、 年 月 日決定された引渡命令が確定したので、同引渡命令  
正本に執行文を付与されたく申し立てます。



150円  
収入印紙

年 月 日

送 達 証 明 申 請 書

さいたま地方裁判所熊谷支部 御中

申立人 \_\_\_\_\_ 印

申立人

相手方

上記当事者間の御庁 年(ヲ)第 号不動産引渡命令申立事件につ  
いて、 年 月 日決定された引渡命令の正本が、相手方に対し、  
年 月 日送達されたことを証明されたく申請します。





受 書

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 執行文付不動産引渡命令正本 | 1通 |
| 2 送達証明書         | 1通 |

さいたま地方裁判所熊谷支部 年(ヲ)第 号不動産引渡命令申立  
事件につき、上記のとおり受領しました。

年 月 日

申立人 \_\_\_\_\_ 印

さいたま地方裁判所熊谷支部 御中